母子福祉資金・父子福祉資金 貸付制度のごあんない

八王子市では、ひとり親家庭の方々の生活の安定や、扶養している児童の福祉を増進する ために必要となる資金を、原則無利子でお貸ししています。

1 貸付対象者は

市内に6か月以上(※)お住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満のお子さん等を扶養し、住民税・国民健康保険税などを滞納していない方です。

※修学・就学支度資金は、申請時点で市内にお住まいの方も対象になります。また、転宅資金のご相談・ご申請は、新居住地の各窓口です。

2 資金の種類、貸付限度額は

修学・就職・転宅など、目的により12種類の資金に分かれています。詳細は中面の「資金一覧」をご覧ください。

3 連帯借受人について

- ●修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度 資金については、貸付により修学し、又は知識技 能を習得する方(児童)が連帯借受人として加わ ることになります。
- ●連帯借受人の意思確認を行うため、面接が必要です。

4 連帯保証人について

- ●資金種別、貸付総額や貸付対象者の収入状況等に より、連帯保証人を立てていただく場合があります。
- ●連帯保証人は、独立の生計を営み、一定の職業を持ち、一定以上の所得があり、償還完了予定時の年齢が満70歳未満の方となります。

5 事前相談を (要予約)

- ●原則、支払後の貸付はできませんので、<u>支払や契</u> 約前に、必ずご相談ください。
- ●下記の問い合わせ先に<u>予約の電話</u>をお願いします。 相談時間:平日9時~12時、13時~17時 (最終受付16時)
- ●事前相談終了後、申請書類等をお渡しします。

6 申込みに必要な書類は

- 1 貸付申請書、償還計画書
- 2 戸籍謄本
- 3 申請者…個人情報調查等同意書、誓約書、印鑑登 録証明書、所得証明書等
- 4 連帯借受人…個人情報調査等同意書、誓約書、印鑑登録証明書等
- 5 連帯保証人…保証人承諾書、個人情報調査等同意 書、誓約書、住民票の写し(本籍入り)、印鑑登録 証明書、所得証明書等
- 6 生活費収支内訳書(直近3か月分の給料明細や 公共料金の領収書の写等)
- 7 資金の種類に応じ必要な書類(中面の「資金一覧」をご覧ください。) ※公簿等で確認できる場合は、省略できます。

7 資金一覧

中面をご覧ください。

まず、予約して 相談を!

問い合わせ

八王子市子ども家庭部子育て支援課

貸付の相談 TELO42-620-7362 FAXO42-621-2711 償還の相談 TELO42-620-7300 FAXO42-621-2711 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号